

最終報告骨子(素案)

(公益法人制度改革の目的)

- 民間における「公」の担い手である公益法人が、社会の変化に柔軟に対応し、より積極的に社会的課題の解決に取り組んでいけるよう、
 - ① 公益活動活性化のための公益認定の基準・規律の簡素・合理化
 - ② 国民の信頼・協力を得ていくための透明性やガバナンスの充実
- 等の抜本的な制度改革を行うことにより、民間が公的役割を担う「新しい資本主義」の実現に資する。(今後とも不断の見直し)。

1. より柔軟・迅速な公益活動展開のために

(1) 資金のより効果的な活用のための財務規律の柔軟化

- ① 中期的な収支均衡の確保
- ② 遊休財産(使途不特定財産)の適正管理

(2) 柔軟・迅速な事業展開のための行政手続の簡素・合理化

- ① 公益認定・変更認定手続の柔軟化・迅速化
- ② 合併手続等の柔軟化・迅速化

2. より国民からの信頼・協力を得ていくために

(1) 透明性の一層の向上

- ① 法人運営に関する情報開示の充実
- ② わかりやすい財務情報の開示
- ③ 行政運営の透明性の向上(一元的な情報プラットフォーム整備等)

(2) 法人の自律的なガバナンスの充実

- ① 法人個々の実情に応じた自主・自律的な取組の促進
- ② 理事会・監事等の機能強化、会計監査機能強化等

(3) 行政による適正な事後チェック

- 一律事前規制から事後チェックへの重点化

3. 民間公益活動の活性化のための環境整備

(1) 公益信託制度改革

- 平成31年の法制審議会答申を受けた信託事務や受託者の範囲拡大
- 公益法人認定法と共通の枠組みによる公益信託の認可・監督

(2) 公益法人による出資等の資金供給

(3) 公益法人行政のDXの推進

(4) 法人・経済界等との対話の推進等